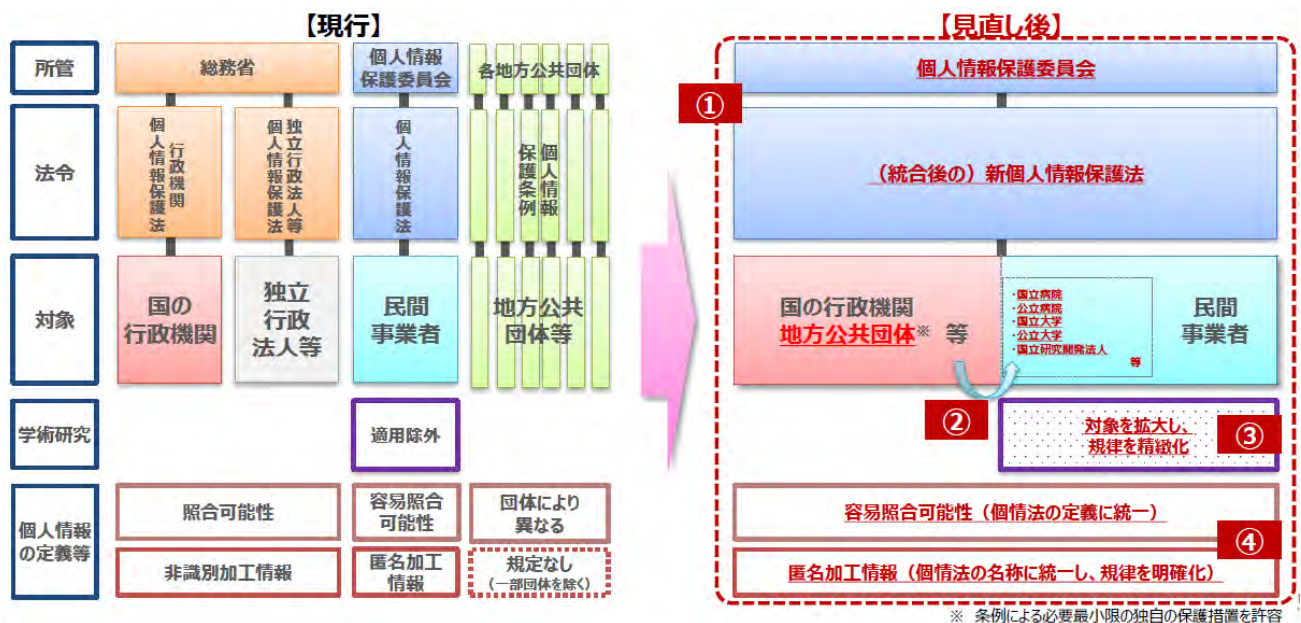


個人情報保護法の改正に伴う対応について

1 法改正の概要

従前の個人情報保護法制は、規律対象により法律だけでも3つに分かれ、さらに自治体ごとに条例を制定していたので、2,000以上ものルールが林立している状態でした（いわゆる「個情法制2,000個問題」）。

そこで、「活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定すること」を目的に法改正がなされ、法律は「個人情報保護法」（以下「法」）に一本化され、法が自治体にも適用されることとなりました（令和5年4月1日施行。添付資料(2)参照）。



つまり、市における個人情報保護は、「条例に基づく事務」から「法に基づく事務」となります。

条例で独自の措置を講じることも不可能ではありませんが、ルール林立の是正が法改正の目的でもあるので、その範囲は限定的です。

2 改正予定の概要

この法改正により、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（以下「条例」）の大改正が必要になります。

本市の「個人情報保護審議会」及び「情報公開・個人情報保護審査会」でも議論し、近日中には答申を頂く予定です。

現在、検討している条例改正の概要は、次のとおりです。

（1）法が条例での規定を求めている事項

	項 目	改正予定の内容
ア	開示請求に係る手数料	従来どおり請求自体は無料とし、写しの交付のみ手数料を徴収。 DX時代の到来を踏まえ、紙資料を電磁的記録化しての開示を導入するとともに、電磁的記録での交付手数料に従量制を導入する等、負担の適正化を図る。
イ	行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料	21,000円＋作成時間1時間につき3,950円＋作成委託料（国と同額） 【新規】

（2）本市独自の事項

	項 目	改正予定の内容
ア	個人情報保護審議会	条例改正等、個人情報に関する重要事項について審議する附属機関として存置
イ	個人情報の目的外提供、個人情報取扱事務の委託に係る審議会報告	「個別事案の審議会諮問は不可」との国の見解を踏まえ、諮問事項を報告事項とする。
ウ	個人情報の保護に関する第三者評価委員会	各職場における個人情報の取扱状況について実地調査を行う審議会の部会を存置
エ	個人情報の本人からの収集原則、及び思想信条等に係る情報の収集制限	いずれも現行条例では義務付けているが、「個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項で、法に委任規定が置かれていないものを条例で定めることは不可」との国の見解を踏まえ、一律の義務付けとはせず、収集する場合は適切な検討をすることを基本方針として規定
オ	簡易開示制度	試験結果等を、口頭等の簡易な手続で提供する。

(3) 廃止する事項

	項目	改正予定の内容
ア	保有する必要がなくなった保有個人情報の廃棄・消去	「法令の定める所掌事務を遂行するため、必要な場合に限り個人情報を保有することができる」との法の規定に廃棄等の趣旨が含まれていることから、「同趣旨の条例は不可」との国の見解による。
イ	是正申出の制度	実施機関に条例違反がある場合に、是正を申し出る制度だが、法に基づく苦情処理制度の適用を受けることになるので、条例の規定は不要になる。

《参考》

このほか、本人情報に係る開示請求や、開示決定に対する審査請求については、法に基づく制度となり、条例からは削除します（実務は大きくは変わりません。）。これにより、条文数は半分以下になる見通しです。

3 法改正による直接的な影響

	項目	改正前	改正後
ア	個人情報の定義	他の情報との照合により個人を識別できるもの	他の情報と「容易に」照合でき個人を識別できるもの
イ	個人情報保護委員会への報告等義務	無	有（大規模漏えい事故、個人情報条例の制定改廃等について）
ウ	本人情報開示の決定までの期間	原則14日以内 延長した場合は60日以内	原則30日以内 延長した場合は+30日以内 ※開示期間長期化を防ぐため、速やかな開示に努める義務を規定

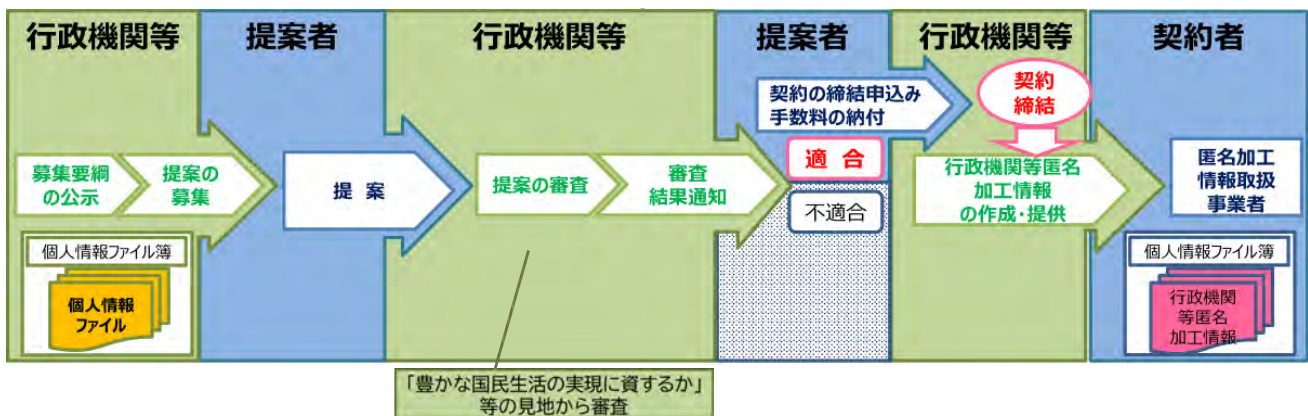
4 行政機関等匿名加工情報の提供制度

行政が保有するパーソナルデータをビッグデータとして活用するための匿名加工情報制度が創設されました。

これにより、市が保有する個人情報ファイルのうち、匿名加工の上、提供できる可能性があるものについて、活用提案を定期的に募集することを市は義務付けられます。

市は、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであるか」等の見地から提案を審査し、提供可と判断した場合は、個人が識別できないよう加工した上で、事業者に提供します。

法に基づく制度ですが、事業者が市に支払う手数料は、条例事項です。



5 タイムスケジュール

日程等	内容
令和3年5月	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による個人情報保護法の一部改正公布
令和4年4月	国の個人情報保護委員会からガイドライン等公表
令和4年5月	本市の個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会へ諮問
令和4年7月	市民意見募集（後述）
令和4年9月～10月	本市の個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会から答申
令和4年12月頃	第4回市会定例会に条例改正案提出
令和5年4月1日	条例施行（法の施行に合わせて）

6 市民意見の概要

令和4年7月1日から8月1日まで市民意見募集を実施したところ、25名の方から計49件の意見が寄せられました。主な意見及びこれに対する当局の考え方の概要は、次のとおりです。

	項目	主な意見	当局の考え方
ア	人種、信条及び社会的身分に係る情報の収集制限 (11件)	<ul style="list-style-type: none"> ○人種、信条などの個人情報を収集しないのは、特定の人を保護する目的ではないか。 ○国内の外国籍児童が教育を受けられるようにするためには、情報収集は必須である。 ○不法滞在、偽装難民などの情報収集をしないことで犯罪行為に巻き込まれるなど、当該情報を必要とする者の権利利益が逆に侵害されることになるのではないか。 ○国籍や人種などの情報収集を制限することは反対。外国人犯罪などの情報を得ることは難しくなる。 	<p>これらの個人情報については、現行条例では原則収集禁止としているものです。</p> <p>「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項で、法に委任規定が置かれていないものについて条例で定めることは不可」との国の見解もあるので、現行規定を維持するのではなく、その必要性を適正に検討して収集することを定めるものです。</p> <p>したがって、これらの情報を全く収集しないとするのではなく、業務遂行上必要であれば収集することもできます。</p>
イ	開示請求等に対する決定期間 (6件)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正個人情報保護法に規定する上限の60日（延長期間を含む。）を確保すべき。 ○市としての働き方改革の視点も踏まえ、現行の14日間に限定することなく、十分な開示期限を設ける一方、DX化を進め、請求者及び担当部署ともに効率的に行える制度設計が必要である。 	<p>法に従い、延長期間を含んで60日を確保することとしますが、速やかな開示に努めるべき努力義務を定めることで、市民サービス低下を防ぎます。</p> <p>開示内容に個人情報を含んでいる本人開示請求については、直ちにネット等を活用した開示の実施は困難ですが、写しの交付方法を多様化するなど、対応可能なものからDX化を推進していきます。</p>
ウ	開示請求に関する手数料の徴収 (11件)	<ul style="list-style-type: none"> ○開示文書をスマートフォン等により写真撮影する行為は、閲覧の域を超えており、手数料を徴収すべき。 ○税収が厳しい中では、開示自体の手数料徴収も検討すべき。 ○開示請求は全ての市民がするものではない。請求者に一定の負担を求めるのが、本当の意味で公平だと考える。 	<p>撮影により本市に手数料が発生することはないので、手数料徴収は考えていません。</p> <p>市民の皆さんの知る権利の行使や自己情報の適正の確認を容易ならしめるため、請求自体の手数料は考えていませんが、電磁的記録の写しの交付に際して従量制を導入する等を検討しています。</p>

7 その他の留意点

- (1) この条例の改正に合わせて、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」及び「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例」の改正も必要になります。いずれも基本的にはこの条例改正とのバランスを勘案してのものです。
- (2) 議会は、改正法の規律対象となっていないので、議会では独自の個人情報保護条例を制定予定とのことです。

8 添付資料

- (1) 横浜市個人情報の保護に関する条例（現行）
- (2) 法改正の概要（個人情報保護委員会作成）

○横浜市個人情報の保護に関する条例

横浜市個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

横浜市個人情報の保護に関する条例

横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条—第17条)

第2節 個人情報ファイル(第18条・第19条)

第3章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等

第1節 本人開示請求(第20条—第33条)

第2節 訂正請求(第34条—第42条)

第3節 利用停止請求(第43条—第49条)

第4節 是正の申出(第50条—第52条)

第5節 審査請求(第52条の2—第56条)

第4章 事業者に対する措置(第57条)

第5章 横浜市個人情報保護審議会(第58条—第58条の3)

第6章 雑則(第59条—第66条)

第7章 罰則(第67条—第71条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市(以下「市」という。)が保有する個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、規則で定める市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項)に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「実施機関の職員」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員、人事委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員並びに前項の市の機関の長のほか、実施機関(同項の地方独立行政法人を除く。)の職務上の指揮監督を受ける職員並びに同項の地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

3 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

4 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

7 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

8 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(平19条例45・平30条例8・令3条例50・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者(法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第22条第4号において「法人等」という。))及び事業を営む個人をいう。以下同じ。))は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(令3条例50・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であつて、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う事務の名称

(2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報を取り扱う事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の収集方法

(6)の2 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 第10条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を第58条第1項に規定する横浜市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供するものとする。

(平30条例8・一部改正)

(保有の制限等)

第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(7) 第10条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

- 2 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を第1項第8号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(平30条例8・一部改正)

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
 - 3 実施機関は、保有個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 実施機関は、保有個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審議会に報告するものとする。

(提供先への措置の要求等)

第11条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために実施機関以外のものに提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理(以下「電子計算機処理」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、第8条第3項に規定する個人情報を取り扱う事務について、電子計算機処理(前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条において同じ。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 3 実施機関は、前項に規定する個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を同項第2号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定めがあるとき。

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、[前項第2号](#)に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の委託に伴う措置)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに実施機関以外のものに委託しようとするときは、[前項](#)の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施機関の職員の義務)

第15条 実施機関の職員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(派遣労働者の義務)

第15条の2 [労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律\(昭和60年法律第88号\)第26条第1項](#)に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣され、当該実施機関における事務に従事している者(以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平30条例8・追加)

(市長等の秘密保持義務)

第16条 市長、副市長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員、監査委員並びに固定資産評価審査委員会委員並びに[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第138条の4第3項](#)の規定に基づき設置する執行機関の附属機関及び[地方公営企業法\(昭和27年法律第292号\)第14条](#)の規定に基づき設置する公営企業管理者の附属機関の構成員は、職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平18条例70・平23条例50・平26条例79・平30条例8・一部改正)

(受託者等の義務等)

第17条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者([地方自治法第244条の2第3項](#)の規定により公の施設の管理に関する業務を行わせる指定管理者([同項](#)に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を含む。)又は当該者から当該事務の再委託を受けた者は、受託した事務(指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務を含む。)又は再委託を受けた事務(以下これらの事務を「個人情報に係る受託事務等」という。)を行う場合において、[第14条第1項](#)の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報に係る受託事務等に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報に係る受託事務等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平30条例8・一部改正)

第2節 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する届出)

第18条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 保有する実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。[次項第8号](#)において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法

(5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(7) [次条第3項](#)の規定に基づき、記録項目の一部若しくは[第5号](#)若しくは[前号](#)に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

(8) [第34条第1項ただし書](#)又は[第43条第1項ただし書](#)に該当するときは、その旨

(9) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (4) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
 - (9) 第2条第7項第2号に係る個人情報ファイル
- 3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。

(平19条例45・平30条例8・一部改正)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第19条 実施機関は、規則で定めるところにより、保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 前条第2項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等

第1節 本人開示請求

(本人開示請求権)

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 法令の定めるところにより代理権を有する者その他規則で定める者(以下「代理人」という。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「本人開示請求」という。)をすることができる。

(本人開示請求の手續)

第21条 本人開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「本人開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 本人開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 本人開示請求に係る保有個人情報に記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定により本人開示請求書を提出する際、本人開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 実施機関は、本人開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人開示請求をした者(以下「本人開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、本人開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等又は横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)第100条の定めるところにより、本人に開示することができない情報
- (2) 本人開示請求者(第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第30条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平19条例45・平27条例8・平30条例8・一部改正)

(保有個人情報の一部開示)

第23条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、当該非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、本人開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 本人開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、本人開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平30条例8・一部改正)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。

(本人開示請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、[第8条第2項第2号](#)又は[第3号](#)に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき([前条](#)の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 [前条各項](#)の決定(以下「開示決定等」という。)は、本人開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、[第21条第3項](#)の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、[同項](#)に規定する期間を本人開示請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、本人開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 本人開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、本人開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、[前条](#)の規定にかかわらず、実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、[同条第1項](#)に規定する期間内に、本人開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示をしない決定に係る理由付記等)

第28条 実施機関は、[第25条第1項](#)の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき、又は[同条第2項](#)の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、本人開示請求者に対し、[同条第1項](#)又は[第2項](#)に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、[前項](#)の場合において、[同項](#)の保有個人情報に係る決定の日から1年以内に、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を本人開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第29条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、本人開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 [前項](#)の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該本人開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 [前項](#)の場合において、移送を受けた実施機関が[第25条第1項](#)の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第30条 本人開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び本人開示請求者以外の者(以下この条、[第54条](#)及び[第55条](#)において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、本人開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知し

て、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第22条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 実施機関が個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めて本人開示請求者に対して非開示情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合で、当該保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第53条第1項及び第54条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第31条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真にあつては、当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) フィルムにあつては、当該保有個人情報に係る部分の視聴、閲覧又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)

(3) 電磁的記録にあつては、当該保有個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

2 前項各号の視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録された行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

3 第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける際、当該開示を受けようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該開示に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示手続の特例)

第32条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第21条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により本人開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による本人開示請求があつたときは、第25条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該保有個人情報を開示するものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第33条 実施機関は、他の法令等の規定により、本人開示請求者に対し本人開示請求に係る保有個人情報が第31条第1項各号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第31条第1項各号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正請求

(訂正請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にななければならない。

(訂正請求の手続)

第35条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により訂正請求書を提出する際、訂正請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第36条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、当該保有個人情報の訂正を行った上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第38条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に行なければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第29条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第37条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(訂正をしない決定に係る理由付記)

第41条 実施機関は、第37条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正しないとき、又は同条第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第42条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の全部又は一部の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止請求

(利用停止請求権)

第43条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行なければならない。

(利用停止請求の手續)

第44条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 [前項](#)の規定により利用停止請求書を提出する際、利用停止請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第45条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第46条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該保有個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第47条 [前条各項](#)の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、[第44条第3項](#)の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、[回項](#)に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第48条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、[前条](#)の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、[回条第1項](#)に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(利用停止をしない決定に係る理由付記)

第49条 実施機関は、[第46条第1項](#)の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の一部について利用停止をしないとき、又は[回条第2項](#)の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部について利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、[回条第1項](#)又は[第2項](#)に規定する書面にその理由を示さなければならない。

第4節 是正の申出

(是正の申出)

第50条 何人も、実施機関が自己を本人とする保有個人情報を[第6条](#)から[第10条](#)までのいずれかの規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いの是正の申出をすることができる。ただし、[第43条第1項](#)の規定により利用停止請求をすることができる場合にあっては、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって[前項](#)の規定による是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。(是正の申出の手續)

第51条 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「是正申出書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 是正の申出の趣旨及び理由
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 [前項](#)の規定により是正申出書を提出する際、是正の申出をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該是正の申出に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な

書類を提示し、又は提出しなければならない。
(是正の申出に係る処理)

- 第52条 実施機関は、是正の申出があったときは、当該是正の申出に係る処理について、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上、必要があると認められる場合には、措置を講ずるものとする。
- 2 審議会は、[前項](#)の規定により実施機関に対し意見を述べた場合は、是正の申出をした者に対し、書面によりその意見の内容を通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、是正の申出をした者に対し、書面により是正の申出に係る処理の内容を通知しなければならない。

第5節 審査請求 (平27条例79・改称)

(審査請求をすべき実施機関)

- 第52条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

(平27条例79・追加)

(審査請求の特例)

- 第52条の3 [前条](#)の審査請求については、[行政不服審査法\(平成26年法律第68号\)第9条第1項ただし書](#)の規定により、[同項本文](#)の規定は、適用しない。

(平27条例79・追加)

- 第52条の4 [第52条の2](#)の審査請求において[行政不服審査法第9条第3項](#)の規定により読み替えて適用する[同法第38条第1項](#)の規定による交付を受けるものは、[横浜市行政不服審査条例\(平成27年12月横浜市条例第71号\)第2条](#)の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(平27条例79・追加)

(横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)

- 第53条 [第52条の2](#)の審査請求があったときは、審査庁(当該審査請求がされた実施機関をいう。[第3項](#)において同じ。)は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、[情報公開条例第22条第1項](#)に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

- 2 [前項](#)の規定による諮問は、[行政不服審査法第9条第3項](#)の規定により読み替えて適用する[同法第29条第2項](#)の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 3 [第1項](#)の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、[同項](#)の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(平27条例79・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

- 第54条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人([行政不服審査法第13条第4項](#)に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 本人開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平27条例79・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第55条 [第30条第3項](#)の規定は、次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平27条例79・一部改正)

(調査権限等)

- 第56条 [第53条第1項](#)の規定による諮問に基づき、審査会が行う調査に係る権限及び意見の陳述、提出資料の閲覧、答申の内容の公表等の手続については、[情報公開条例第24条](#)から[第27条](#)までの規定によるものとする。

(平30条例8・一部改正)

第4章 事業者に対する措置

第57条 市長は、事業者が個人情報の取扱いに関し市民の権利利益に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(1) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき。

(2) 前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく行わないとき、又は不正に行ったとき。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

第5章 横浜市個人情報保護審議会

(横浜市個人情報保護審議会の設置等)

第58条 この条例及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)によりその権限に属させられた事項を行うため、横浜市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、前項の規定による事項を行うほか、実施機関の諮問に応じ、個人情報の保護に関する重要な事項を審議するものとする。

3 審議会は、前2項に規定する事項を行うほか、個人情報の保護に関し必要と認める事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

5 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

6 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

9 審議会の委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平23条例50・平27条例52・一部改正)

(横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等)

第58条の2 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての实地調査及び審議を行うため、審議会に部会として横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項の实地調査及び審議を行ったときは、当該实地調査及び審議に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 実施機関は、前項の意見が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう求めるものである場合には、当該措置に係る処理の内容を審議会に報告するものとする。

4 委員会は、審議会の委員1人以上及び専門委員をもって組織する。

5 前条第4項の規定は、委員会について準用する。

(平23条例50・追加)

(規則への委任)

第58条の3 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例50・追加)

第6章 雑則

(費用の負担)

第59条 第31条第1項各号の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(出資法人等の個人情報の保護)

第60条 実施機関は、市が出資その他財政支出等を行う法人(市が設立した地方独立行政法人を除く。)であって、市長が定めるものの個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(平30条例8・一部改正)

(適用除外)

第61条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報(以下「調査票情報」という。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

(平21条例3・一部改正)

(事業者等への情報の提供等)

第62条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者及び市民に対し、個人情報の取扱いに関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第63条 市長は、市における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と市民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、[前2項](#)の苦情の申出があったときは、当該苦情の内容及び処理又は講じた措置の概要を、審議会に報告するものとする。

(市長の調整)

第64条 市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、個人情報の保護について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

(運用状況の公表)

第65条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第66条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

第67条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は個人情報に係る受託事務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された[第2条第7項第1号](#)に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(平19条例45・平30条例8・一部改正)

第68条 [前条](#)に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第69条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第70条 [第16条](#)の規定に違反して個人の秘密に属する事項を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平30条例8・一部改正)

第71条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の[横浜市個人情報の保護に関する条例第18条第1項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

3 この条例の施行前に改正前の横浜市個人情報の保護に関する条例第15条第1項若しくは第2項又は第25条第1項若しくは同条第2項において準用する[第15条第2項](#)の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び[前項](#)の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月条例第70号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第8条の規定による改正前の横浜市個人情報の保護に関する条例第16条に規定する助役であった者又は収入役であった者に係るその職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

5 助役であった者又は収入役であった者が第8条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月条例第45号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月条例第50号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月条例第79号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月条例第52号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月条例第79号)抄

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成28年4月1日)

(経過措置)

2 横浜市個人情報の保護に関する条例第25条各項の決定(以下「開示決定等」という。)、同条例第37条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)、同条例第46条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)又は同条例第20条第1項の規定による開示の請求(以下「本人開示請求」という。)、同条例第34条第1項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)若しくは同条例第43条第1項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第70条の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施機関(横浜市個人情報の保護に関する条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)が開始しているこの条例による改正後の横浜市個人情報の保護に関する条例(以下「新条例」という。)第6条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に要配慮個人情報(新条例第2条第5項に規定する要配慮個人情報をいう。以下同じ。)を含むものについての新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとする」とあるのは「開始している」と、「あらかじめ」とあるのは「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月横浜市条例第8号)の施行後遅滞なく」とする。

3 平成28年4月1日前に農業委員会委員の職を退いた者に係るこの条例による改正前の横浜市個人情報の保護に関する条例第16条に規定するその職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に実施機関が保有している新条例第2条第7項に規定する個人情報ファイルであって、新条例第18条第1項第5号に規定する記録情報に要配慮個人情報を含むものについての同項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月横浜市条例第8号)の施行後遅滞なく」とする。

5 第70条の改正規定の施行前にした行為(附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における行為を含む。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第70条の改正規定の施行後にした行為に対する罰則については、新条例第70条の規定を適用する。

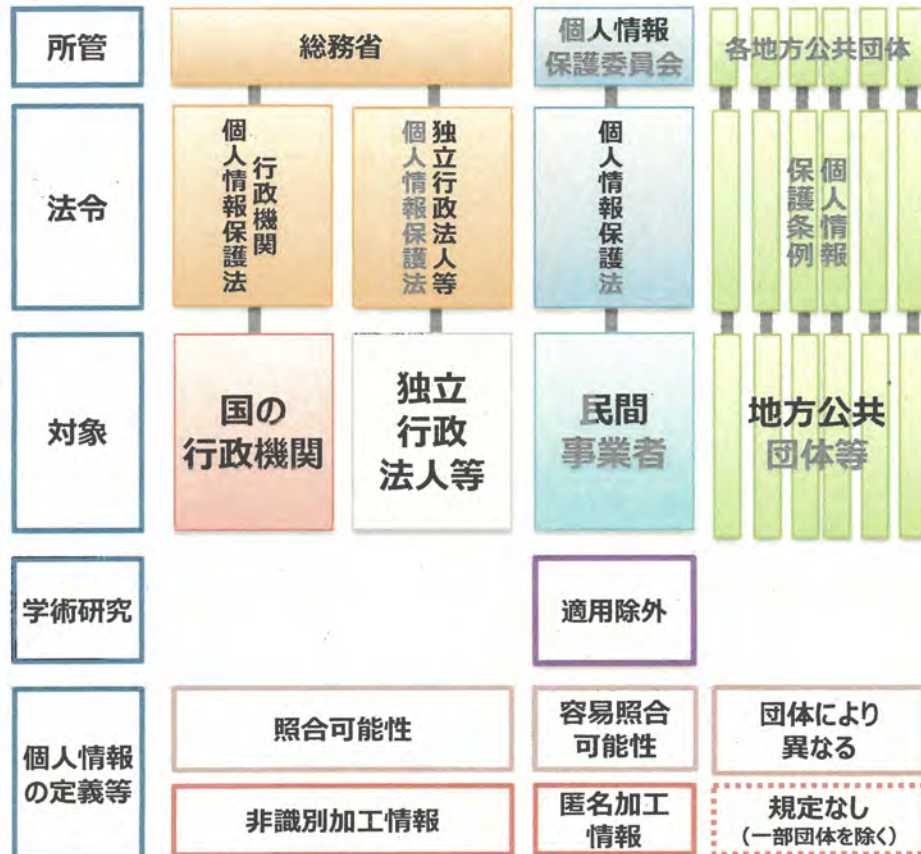
附 則(令和3年12月条例第50号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

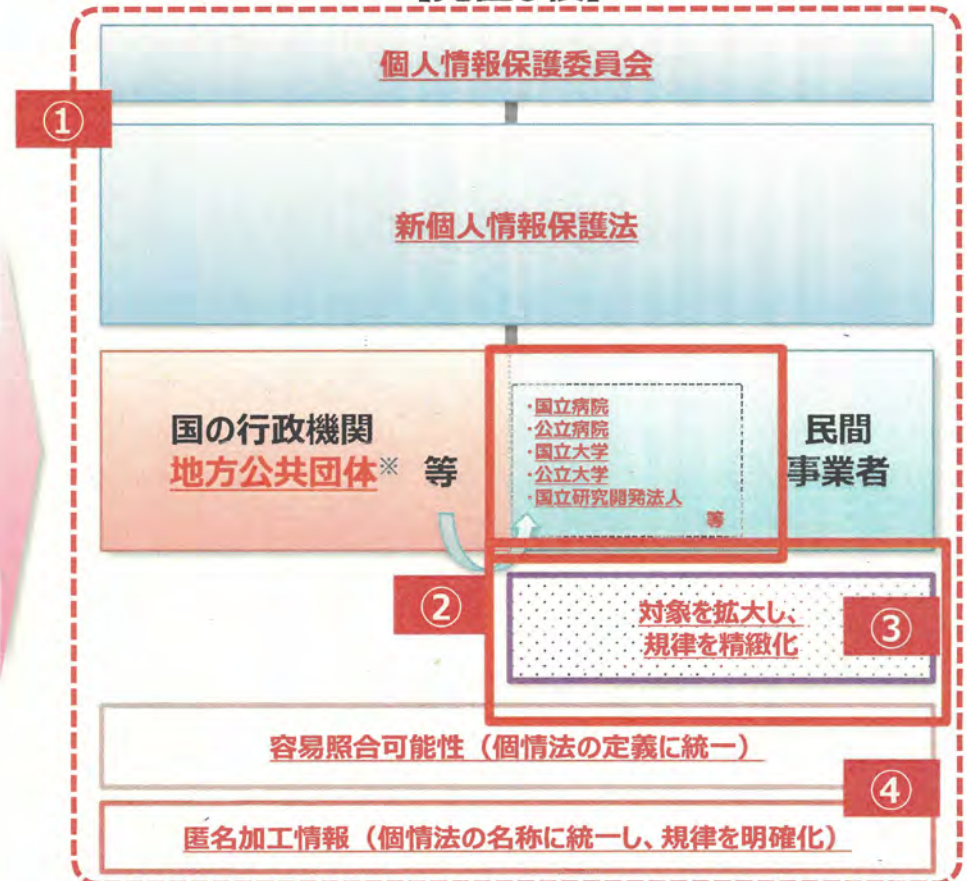
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

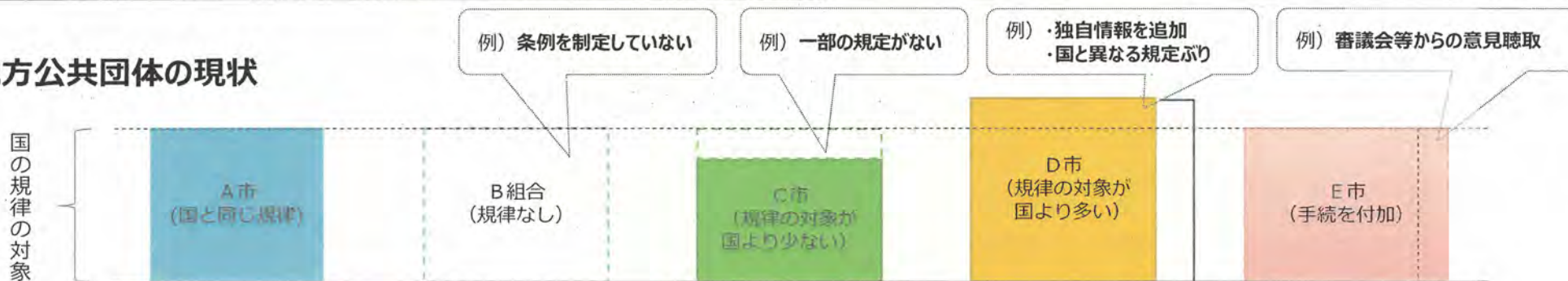
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出